

III-3

特集 糖尿病診療におけるチーム医療はどうあるべきか

Ⅲ. 各医療専門職からみたチーム医療の現状と課題

薬剤師からみた チーム医療

朝倉俊成

新潟薬科大学 薬学部 臨床薬学研究室 教授

薬剤師の業務は、「モノ」である医薬品や医療器具(用具)を「ヒト」である使用者が適正に使用できるようサポートするだけでなく、管理者としての役割もある。具体的には、①医薬品や医療用具の適正使用情報を把握して使用者である患者や医療従事者へ提供し、②実際の療養生活において、患者がそれを実践・継続できるかどうかを評価し修正する。チーム医療を院内での多職種連携、さらに地域医療における連携と捉えれば、病態や患者の生活改善だけでなく、医薬品や医療器具(用具)というモノから療養指導をみるためにも、病院薬剤師や薬局薬剤師がチーム医療にかかわる意義は大きい。

はじめに

糖尿病の治療法のなかで、食事療法と運動療法がその基本であることはいうまでもない。しかし、治療を安全にかつ有効に進めるうえで、薬物療法においては食事療法や運動療法に比べてとくに注意しなければならない点(使用上の注意点や保管管理など)や厳守しなければならない事項(禁忌、用法・用量などの服薬行動、注射手技など)が多い。視点を変えれば、薬物療法には他の治療法に比べて医療事ゆえの危険性が伴うといえる。患者の療養生活を安全に実践・継続してもらうためには、このことを強く意識して説明を行う必要がある。したがって、糖尿病薬物療法は図1に示すように、患者には「病気」や「薬」についての知識や態度の修得に加え、適正な服薬行動を確保するためにも「医薬品や医療器具(用具)を安全に使用できる」という技能も重要になってくる。

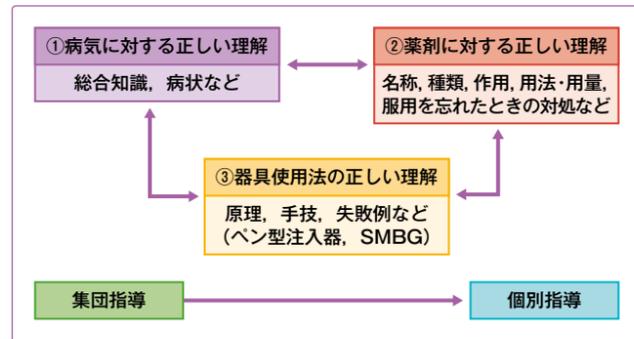


図1 薬物療法の指導ポイント

以上のことから、薬剤師の業務は、「モノ」である医薬品や医療器具を「ヒト」である使用者(患者や医療従事者)が適正に使用できるようサポートするだけでなく、管理者としての役割もある。その点で、薬剤師は糖尿病診療において「薬あるところすべてに直接・間接を問わず関与する」ことになる。

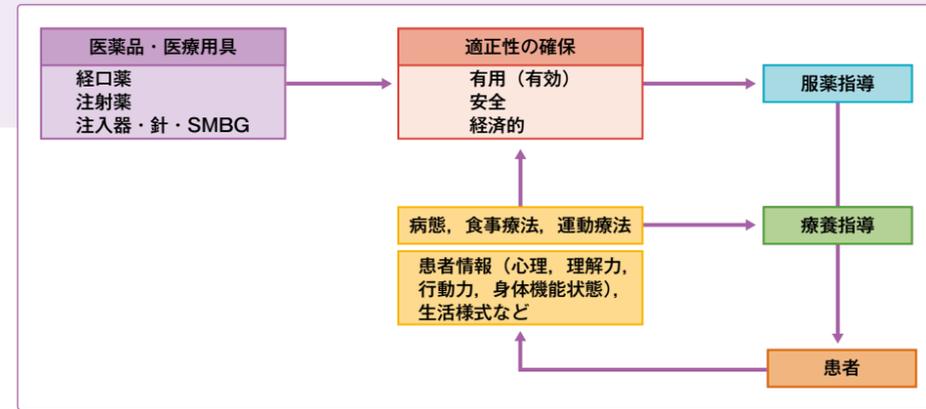


図2 薬剤師のかかわる糖尿病薬物療法における服薬指導と療養指導の位置づけ

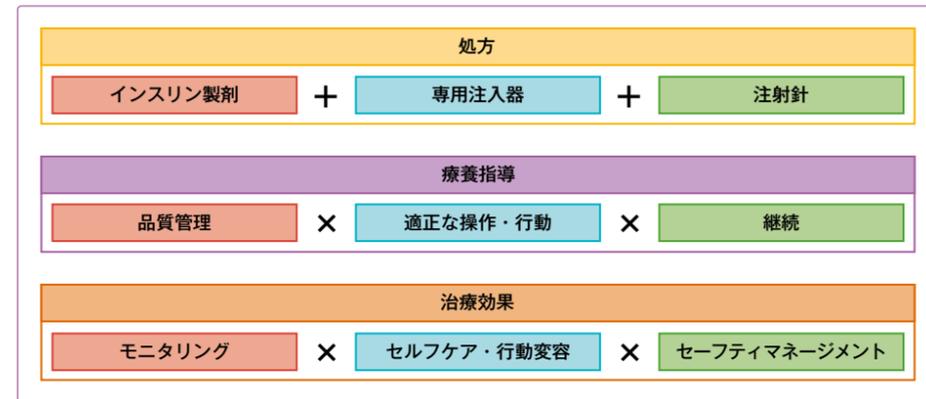


図3 インスリン自己注射における薬剤師のアプローチポイント例

薬物療法における薬剤師のアプローチポイント

患者に薬物療法を適正(安全かつ有効、そして経済的)に実践・継続してもらうには、医薬品の用法・用量や使用上の留意、管理法などを説明する「服薬指導」と、患者の食事療法・運動療法や心理なども含めた療養生活を基本として薬物療法を具体的に解説する「療養指導」を行う(図2)。

法的には、薬剤師の服薬指導は薬剤師法25条2(情報提供の義務)において、「薬剤師は、販売または授与の目的で調剤したときは、患者または現にその看護にあっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。」と明記されており、この内容に基づく業務となる。

具体例として、インスリン療法を取り上げる。患者にインスリン製剤が処方されると、薬剤師は専用注入器(注射針)も含めた使用情報を提供する。その使用情報は、イ

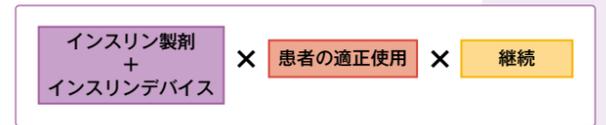


図4 適正なインスリン自己注射を実践するために必要な事項

ンスリン自己注射という患者による劇薬使用を安全に行えることが第一の基盤となるが、長期治療という点では製剤の品質管理、適正な操作・行動(注射操作、低血糖時の対処法など)とその継続の必要性も考慮し、患者に情報を提供する。そして、血糖モニタリングとその評価などによる治療効果に関して説明するだけでなく、患者みずからの安全を管理する目的で、自己注射の自己チェックなどについて介入することになる。すなわち、薬剤師は処方箋に基づいて調剤するだけでなく、「モノ」としてのインスリン製剤の品質管理や適正使用の継続をサポートし、その結果として治療効果に基づいたアプローチを繰り返す(図3)。インスリン自己注射を導入するということは、図4のような「インスリン製剤とインスリンデバイスの品質